

<<かすやよかつ Pay 事業概要>>

1. キャッシュレス商品券について

- (1) 名称 粕屋町プレミアム付キャッシュレス商品券 (略称: かすやよかつ Pay)
- (2) 発行団体 粕屋町商工会
- (3) 発行総額 1億2,000万円 (プレミアム分を含む)
- (4) プレミアム率 20%
- (5) 販売価格等 1セット 10,000円 (1名あたり最大5セットまで購入可)
* 共通券(4,000円分:全加盟店で使用可)/専用券(8,000円分:大型店では使用不可)の2種類セットで販売

(6) 販売方法

①1次販売

- ◆購入対象者 粕屋町居住者
- ◆1次販売額 1億2,000万円 (プレミアム分を含む)
- ◆申込期間 令和5年8月8日(火) ~ 令和5年8月22日(火)まで
- ◆当選通知 令和5年8月23日(水) *発行額を超える申込があった場合には抽選による
- ◆購入期間 令和5年8月23日(水) ~ 令和5年8月31日(木)

②2次販売 (1次販売で完売しなかった場合のみ実施)

- ◆購入対象者 どなたでも購入可 (居住制限なし)
- ◆2次販売額 1次販売の残額
- ◆申込期間 令和5年9月4日(月)より先着販売
* 申込キャンセル等により発行額に達さない場合は、アプリ上にて追加販売を通知し、完売するまで販売します。(ただし、お1人様上限5セットまで)
- ◆購入期間 申込後3日以内

(7) 購入から使用・決済の流れ

- ①購入希望者はスマートフォンにて専用アプリ「かすやよかつ Pay」*をインストールし、申込期間内に、専用アプリより購入を申し込みます。
*「かすやよかつ Pay」は、スマホひとつで簡単にキャッシュレス商品券の申込・購入・使用ができるアプリです。
- ②1次販売は8/23に専用アプリにて当選通知を発信します。2次販売は先着順により購入で、完売になるまで受付します。
- ③当選者は全国のコンビニエンスストアで現金持参の上、商品券の購入手続き(現金チャージ)をします。購入した商品券はプレミアム分を加算した金額がアプリ内にチャージされます。
- ④商品券の使用は、アプリ内で商品券(共通券か専用券)を選択し、加盟店の店頭にあるQRコードを読み込み、支払金額を入力することで決済できます。商品券は1円単位で使用可能です。
- ⑤加盟店は、お客様のアプリの決済完了画面にて、確実に決済が完了していることをご確認ください。
- ⑥商品券1回の使用限度額は60,000円までとします。

(8) 使用期間 令和5年8月23日(水)～令和5年12月25日(月)

2. 換金について

(1) 換金方法

- ①毎月3回、使用された売上を自動集計し、共通券、専用券のそれぞれの未換金額が1万円以上の場合、指定された銀行口座へ振込します。
- ②1万円に満たない場合は、未換金額が1万円以上になるまで換金は持ち越しとなります。共通券と専用券の未換金額の合計が1万円以上になっても、各々の未換金額が1万円に満たない場合は、換金が持ち越しとなります。

～換金(振込イメージ)～(例)

- 9月10日締日で商品券のご使用合計が
共通券：11,000円の場合 ⇒ 締日より4営業日後に振込
専用券：5,000円の場合 ⇒ 次回へ持ち越し(振込無し)
- 9月20日締日で商品券のご使用合計が
共通券：9,999円の場合 ⇒ 次回へ持ち越し(振込無し)
専用券：9/10持ち越し分5,000円+9/11～9/20分7,000円=12,000円 ⇒ 締日より4営業日後に振込



(2) 換金サイクル

- ①換金締日 毎月3回(10日・20日・末日)
- ②締日より原則4営業日後に振込
- ③最終振込日(令和6年1月10日)は1万円未満でも全額振込します。

(3) 換金手数料

- ①粕屋町商工会会員 手数料無料
- ②粕屋町商工会会員以外 換金額の1%を手数料として申し受けます。(1%控除した額を振込)

*別途、加盟店登録料として13,000円を申し受けます。

(4) 振込手数料 無料

(5) その他注意事項

商品券の使用対象にならない商品やサービスは以下のとおりです

- ・出資や金融商品の購入(株式、債券等) ・商品券の転売、譲渡
- ・商品券、切手、印紙、宝くじ、プリペイドカードのチャージ等、換金性の高いもの
- ・現金への換金 ・たばこの購入 ・車検の法定費用
- ・事業用の仕入やリフォーム等の事業に関連した支出
- ・国や地方自治体への支払い ・税金、電気、ガス、水道代等の公共料金及び町指定ゴミ袋
- ・医療費、医療保険の適用のある診察代や薬代の自己負担分
- ・土地および家屋の購入、家賃や月極駐車場代等、不動産に係る支払い
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、本事業趣旨に反する行為等